



International Labour Organization

国際労働機関 (ILO)

中嶋滋さん(ILO 労働者側理事)を

招いての学習会開催のお知らせ

中嶋 滋さんは2004年からILO労働者側理事としてジュネーブで活躍されて来ました。それ以前にも、9年間にわたりILO総会の条約勧告適用委員会にも参加されていました。今年、6月のILO総会の場では理事として再任(任期3年)されました。今回私たちは中嶋さんをお招きして、今後のILOでの我々(フィリピンと日本)が為すべきことがらを中嶋さんから色々学ぶ機会を企画しました。ILOに関心のある方はどなたでも参加出来ます。皆様のご参加をお待ちしています。

日時: 10月27日(月) 午後6時半～

場所: 港町診療所2F 会議室 (045-453-7893)

テーマ:

『フィリピンヨタ労組の闘いとILO』

つい最近、2007年10月19日のフィリピン最高裁第二部判決(不当解雇有効)が、フィリピンヨタ労組による大法廷への再検討申立や請願を無視する形で、確定されてしまいました。しかし、97名の解雇者たちは団結して社会正義の実現の決意に燃えて闘い続ける覚悟です。

ILO結社の自由委員会は、最高裁第二部の判決の後にも従来のフィリピンヨタ労組支持の勧告を維持しています。しかも労働法の改定によりフィリピンヨタ争議を再検討すべきである(当時このルールが立法的に確立していたならばフィリピンヨタ労組が唯一交渉団体であったことは間違いない)と言っています。今回、第二部の判決が確定したからといって、ILOが上記の態度を変える筈はありません。

さらにILOはフィリピン政府に、ILO条約に沿っていないその他の労働法の条項を挙げて、これ等を条約に適合するよう改定することを要求しています。その中には労働雇用省長官と大統領による、あまりにも裁量権を逸脱した管轄権引受命令を槍玉に挙げています。今回の最高裁解雇有効判決の確定が今後ILOの場で更に大きな問題になることは間違いありません。

全造船関東地方協議会神奈川地域労働組合
フィリピンヨタ労組を支援する会

連絡先: 046-866-4930 or 045-575-1948